平成２９年（フ）第１６４０号
福岡市東区香椎駅前１丁目27番15号
債務者　柴田　裕二
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７５号
宮城県多賀城市東田中２丁目31番16号
債務者　高村　和弘
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
山梨県甲府市山宮町3359番地54
債務者　坂本　　司
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１９号
山梨県甲府市山宮町3359番地54
債務者　坂本　英子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７０６号
大阪府枚方市岡山手町19番１号
債務者　松本　　巖
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　　涼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５０１号
大阪府茨木市春日３丁目２番８号
債務者　上田　佳雄
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７８号
大阪府大東市御供田１丁目19番35号レヴェパルテール408号、前住所大阪府堺市南区庭代台３丁２番７号
債務者　川西　　勝
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５７９号
大阪府泉南郡熊取町朝代西３丁目1146番地509、前住所大阪府泉佐野市松風台２丁目14番21号
債務者　楠瀬　一也
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９７８号
兵庫県三田市加茂245番地
債務者　大内　美幸（旧姓荒賀）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４７号
広島市西区井口３丁目４番１―220号
債務者　古満　あや
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４９号
徳島県徳島市蔵本元町２丁目57番地　元町ロイヤルハイツ106、旧住所徳島県徳島市南田宮４丁目８番７―201号　フラワーシャトー
債務者　相川　雅裕
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　歩美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３１号
高知市高埇11番32号　高埇マンション606
債務者　森本　顕一
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中橋　紅美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命182番地１　ハーモニータウンＣ棟102号
債務者　園田　君子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀未知瑠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２９９号
北海道函館市旭岡町29番地92
債務者　高杉美生子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０３号
北海道二海郡八雲町春日45番地９
債務者　山戸　直美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０８号
北海道北斗市野崎26番地の３
債務者　吉元　広幸
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３１８号
函館市宝来町15番16号
債務者　山本　文子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月17日まで
函館地方裁判所